

年 月 日

十和田市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者氏名

印

令和4年度十和田市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業補助金に係る誓約書

令和4年度十和田市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業の実施に当たり、令和4年度十和田市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業補助金交付要綱、十和田市補助金等の交付に関する規則及び下記の事項を遵守いたします。なお、下記の事項に違反した場合は補助金を速やかに返還することを誓約します。

記

遵守事項

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反しないこと。
- (2) 交付を受けた補助金を他の用途に使用しないこと。
- (3) 報告等を怠り、若しくは調査を拒まないこと又は指示に従うこと。
- (4) 補助事業により取得した財産を、管理の期間内に、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、管理の期間の残期間内、補助条件を引継ぎ、市長の承認を受けなければならない（補助金を市に返還した場合又は管理の期間を経過した場合を除く。）。
- (5) 管理状況を事業実施年度の翌年度より起算して10年間、毎年4月30日までに令和4年度十和田市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業管理状況報告書により報告すること。
- (6) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に定める入居者の収入基準が38万7千円以下の世帯であること。
- (8) 家賃の額を近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しない水準以下で定めるものであること。
- (9) セーフティネット専用住宅として登録した年度から起算して10年以上当該住宅を管理する見込みがあること。
- (10) 入居者が不正の行為によってセーフティネット専用住宅に入居した時は、当該セーフティネット専用住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とすること。
- (11) 昭和56年6月1日以降の建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震基準を満たしている、又は改修工事完了時において満たすこと。
- (12) 補助対象経費について、この要綱に基づく補助金のほかに、国、地方公共団体その他公的な機関から補助金の交付を受けていないこと。
- (13) 市が行う資料請求及び現場検査に協力すること。

※上記の事項に違反した場合で、市長が補助金の交付を不相当と認めた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、補助金の返還を命ずるものとする。

